

AOSSG 年次総会報告

I. はじめに

アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）は、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体によって、2009年11月に組成されたネットワークである。

2018年11月21日及び22日の2日間、シンガポールにて、第10回AOSSG年次総会が開催された。2017年より、議長国は中国が務め、副議長国はインドが務めている（議長国及び副議長国の任期は2年。副議長国が次の議長国を務めることになっている。）年次総会には、20の法域¹から、約80名が参加したほか、国際会計基準審議会（IASB）からはHans Hoogervorst議長、Sue Lloyd副議長ほか参加した。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、小野委員長ほか出席した。

以下、本報告書において主な議題に関する議論の概要を報告する。

II. AOSSG 年次総会の概要

第10回年次総会の議題は、次のとおりであった。

| | 議題 | 担当 |
|-------------|-----------------------------|-----------|
| 2018年11月21日 | | |
| 1 | 議長国の紹介及び挨拶 | 中国 |
| 2 | 主催国による挨拶 | シンガポール |
| 3 | IASBの活動状況 | IASB |
| 4 | 表示及び開示 | 韓国 |
| 5 | 資本の特徴を有する金融商品 | オーストラリア |
| 6 | 共通支配下の企業結合 | 香港 |
| 7 | 金の貸借取引に関連する会計論点 | インド |
| 8 | 仮想通貨 | IASB、ASBJ |
| 9 | シンガポールにおけるIFRSとのコンバージェンスの過程 | シンガポール |
| 10 | デジタル時代における業績報告 | シンガポール |
| 2018年11月22日 | | |
| 11 | AOSSGの戦略計画 | 中国 |
| 12 | 保険契約 | 韓国 |

¹ 今回の年次総会に参加した法域は、中国（議長国）、インド（副議長国）、日本、オーストラリア、カンボジア、ドバイ、香港、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、シリア、タイ、ベトナムの20の法域であった。本稿において、会計基準設定主体の表記は、ASBJを除き、法域名（国又は地域名）を記載している。

| | | |
|----|---|-------------|
| 13 | イジャラ（イスラム法を反映したリース）へのIFRS第16号「リース」の適用に関する調査 | マレーシア |
| 14 | IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS第16号及びIFRS第17号「保険契約」の適用上の論点 | スリランカ |
| 15 | シンガポールに特有なIFRS第9号及びIFRS第15号の適用上の課題 | シンガポール |
| 16 | IFRSの適用状況に関するアップデート | サウジアラビア、タイ |
| 17 | 総括等 | IASB、中国、インド |

(1) IASBの活動状況

IASBのHans Hoogervorst議長、Sue Lloyd副議長、鶯地隆継理事、Jianqiao Lu理事、Michelle Sansomディレクターより、次の項目についてIASBの活動状況のアップデートが報告された。

- 2017年から2018年にかけての活動及び成果
 - IFRS第17号の適用支援
 - 「財務報告に関する概念フレームワーク」の改訂版の公表
 - ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」の公表
 - 適用支援
- IASBのワーク・プランに含まれるプロジェクトに関する議論
 - 財務報告に関するコミュニケーションの改善
 - 共通支配下の企業結合
 - のれん及び減損
 - 料金規制対象活動

(2) 表示及び開示

韓国の会計基準設定主体の代表者より、次の事項に関する発表が行われ、議論が行われた。

- 基本財務諸表に関するIASBのプロジェクトにおける暫定合意事項
- 韓国の基準設定主体が実施した、世界各国の航空会社が作成している財務業績の計算書の分析結果
- 韓国の基準設定主体が実施した、財務諸表の注記における開示の有用性に関するリサーチの結果

(3) 資本の特徴を有する金融商品

オーストラリアの会計基準設定主体の代表者より、IASB が 2018 年 1 月に公表したディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」(以下「FICE DP」という。)に対する AOSSG の金融商品及び負債ワーキング・グループ (以下「WG」という。)メンバーの予備的見解が紹介され、AOSSG として IASB に提出予定のコメント・レターに含まれる AOSSG の見解を確認するための議論が行われた。

IASB の FICE DP に対する参加者の見解は様々であり、IASB が本プロジェクトをさらに進める前に、FICE DP の提案に対して関係者が示している懸念に対処するとともに、基準の改正の必要性について十分な説明を提供する必要があるとする見解や、FICE DP において提案されている原則と概念フレームワークとの整合性について検討する必要があるとする見解などが聞かれた。

(4) 共通支配下の企業結合

香港の会計基準設定主体の代表者より、IASB の共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトに関連して、買手となる企業 (receiving entity) が、共通支配下の企業結合の会計処理に使用する測定基礎の決定において考慮すべき要因が論点として提起され、議論が行われた。代替的な測定基礎の選択肢としては、現在価値アプローチと、簿価引継法などの他の代替的なアプローチが想定されており、香港の会計基準設定主体が、概念フレームワーク及び各法域における共通支配下の企業結合の会計処理に用いられている要求事項又はガイダンスに基づいて識別した、代替的な測定基礎の選択において考慮すべき要因の案が提示された。

参加者からは、IASB では非支配持分 (NCI) のニーズに着目して共通支配下の企業結合の会計処理に用いられる測定基礎に関する議論が行われているが、他の利用者グループのニーズを考慮せずに特定の利用者グループのニーズに着目することには懸念があるとする見解が聞かれた。別の参加者からは、単一の要因 (例えば、買手となる企業が上場企業であるか否か) に基づく方法よりは、関連する複数の要因を勘案する原則に基づくアプローチを採用すべきではないかとする見解が示された。

(5) 仮想通貨

本セッションは、IASB 及び ASBJ の共同セッションとして行われ、最初に Sue Lloyd IASB 副議長兼 IFRS 解釈指針委員会議長から、仮想通貨に関する IASB の基準設定活動の方向性に関するアップデートが提供された。その後、ASBJ を代表して筆者より、日本において実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」を開発した際の主要論点として、保有する仮想通貨の期末における評価に関する論点の検討の過程が紹介された。

(6) AOSSG の戦略計画

AOSSG の議長国である中国の会計基準設定主体の代表者より、AOSSG が会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) の第 3 期メンバーとして再任されたことが報告された (任期は 3 年)。また、ASAF 会議では、テクニカルな議題については議題に応じて AOSSG の WG リーダーが AOSSG 代表として出席し、その他の議題については副議長国であるインド²が AOSSG 代表として出席することが説明された。

次に、AOSSG のメンタリング・プログラムに関するこの 1 年の進捗が報告され、今後の方向性に関する意見交換が行われた。

さらに、AOSSG のメンバーシップに関連して、バングラデシュの会計基準設定主体が新たに AOSSG のメンバーに加わることが決定された。

(7) 保険契約

韓国の会計基準設定主体の代表者より、韓国で開催された IFRS 第 17 号の適用に関するワークショップを通じて識別された適用上の論点が紹介された。香港、中国、オーストラリアなどの参加者からも各法域において議論されている適用上の論点が共有された。

(8) 総括等

本会議の総括として、IASB の Hans Hoogervorst 議長より、AOSSG は参加する法域間で多様性があり、参加者との議論から IASB のプロジェクトに対する多くのインプットを得ることができたとの感想が述べられた。

また、副議長国のインドの代表者から、2019 年の AOSSG 年次総会はインドで開催予定である旨が示された。

最後に、AOSSG の議長国である中国の代表者より、本会議における実りある議論は、AOSSG メンバー間の継続的なコミュニケーションと、IASB との協力関係から生まれるものであり、今後も議長国として AOSSG の活動をサポートする旨が表明された。

以 上

² 議長国である中国は、法域として ASAF メンバーに選任されているため、代表者の法域の重複を避けるため、副議長国のインドが AOSSG 代表として参加することとされている。